

移民政策学会設立記念大会

渡戸一郎・井口泰・児玉晃一・近藤敦

1 設立経緯と設立趣旨

二〇〇〇年代に入つて少子高齢化が本格化し、人口減少局面を迎える中で、日本でも移民政策が本格的に検討されるようになつた。移民政策学会はそうした状況を捉え、昨春から設立準備を重ね、二〇〇八年五月一七日、移民政策の学際的・実証的な研究を目指す開かれたフォーラムとして創設された。研究者のみならず、実践者とりわけ法律家と国際機関、NGO/NPOの活動者、政策担当者、当事者などが参加することが期待されている。「設立趣旨」では、外国人の定住化とともに、在留資格の見直しや社会的・経済的・政治的参加、国籍や教育の問題なども視野に入れた体系的な移民政策が求められており、入管政策と同時に国内に居住する外国人および民族的少数者に対する政策のあり方が本格的に問われる段階を迎えていることが強調さ

れている。

2 総会

総会は、五月一七日、東洋大学において、約三〇〇人が参加して行われた。役員選出に関しては、様々な意見を反映できるよう、ジェンダーや出身母体などに配慮した基準作りをすべきであるとの声が複数上がり、次年度への重要な検討事項とされた。共同代表に渡戸一郎（明星大学、都市社会学）、井口泰（関西学院大学、労働経済学）、児玉晃一（弁護士）、近藤敦（名城大学、憲法）の四名が選出され、様々な分野から二〇名の理事が選ばれた。代表の指名により、事務局長として桝原暁（東京大学、留学生センタ）、研究会などの企画を立てる企画委員長に近藤敦（学会誌の編集を行なう編集委員長に金泰泳（東洋大学、教育社会学））が選出された。

3 基調講演「なぜ移民政策なのか」
研究大会は、川村千鶴子（大東文化大学、多文化共生論）の総合司会で行われた。近藤敦の基調講演では、欧米諸国と比べた日本の移民政策の特徴を述べつつ、移民の概念、入管政策、多文化共生政策と呼びつかる。入管政策polcyの二つの側面がある。欧洲では後者を統合政策と呼び、日本では多文化共生政策と呼びつかる。

文化共生政策をめぐる論点を整理した。移民政策は、入管政策とimmigrant policyの二つの側面がある。欧洲では民をめぐる日本の特殊要因の喪失、今なお少ない難民の受け入れ、日系人、研修・技能実習生、非正規滞在者、テロ対策、「高度人材」と永住許可などの問題を検討した。また、多文化共生政策の課題として、immigrant policyの類型、多文化主義との違い、統合政策と多文化共生政策の異同、政治・経済・法的統合（共生）の指標、外国籍住民と「外国人」住民の区別、外国人の子どもと外國につながる子どもの区別などについて言及した。入管政策の対象は外国人であったとしても、多文化共生政策の対象は広義の移民である。外国人と外国文化を背景にもつ日本籍の民族的少數者を含む政策対象を日本語でどのように呼び、定義し、把握していくかは、移民政策の重要な課題

題である。体系だった移民政策をもつない日本において、個々の研究や実践をつなぎ、総合的な移民政策研究の学会をつくり、移民政策の課題と展望を検討することの意義は大きい。

4 記念シンポジウム「日本における移民政策の課題と展望」
最初に、井口泰が「外国人政策の改革と新たなアジアの経済連携の展望」と題する報告で、二〇〇六年秋頃から動きだした国の外国人政策の改革への方向性と、アジアにおける経済連携のあり方を展望した。第一に、国外の经济体の産業・雇用及び外国人流入の動向の基本合意はできたが、省庁間連携に乏しく、在留資格の更新・変更時の権利・義務確認の制度化も不十分である。第二に、外国人政策の改革へのイニシアチブを發揮しているのは、近畿国会で外国人住民台帳法（仮称）の制定に向かっており、法務省と総務省の間の基本合意はできたが、省庁間連携を検討するとともに、国内における多文化共生の「制度的インフラ」整備の方向性と、アジアにおける経済連携のあり方を展望した。

第三に、外国人政策の改革へのイニシアチブを發揮しているのは、近畿国会で外国人住民台帳法（仮称）の制定に向かっており、法務省と総務省の間の基本合意はできたが、省庁間連携を検討するとともに、国内における多文化共生の「制度的インフラ」整備の方向性と、アジアにおける経済連携のあり方を展望した。

施策を踏襲しつつ、国民教育の強固な枠組みを維持する点にあつた。加えて、教育政策の二重構造化（在日韓国・朝鮮籍の子どもの教育と新規来住の子どもの教育）、自治体間の格差の顕在化も認められる。国際法が受け入れの根拠となりつも国内法とは保障内容を異にし、「統合政策」の視点は不十分な萌芽にとどまっている。今後の課題としては、外国人教育政策の明確化・一元化が必要であり、国民形成から市民形成への教育目標の転換を伴う課題としては、外国人学校の法的な位置づけを明確化するとともに、就学の義務化確立し、外国人学校の法的な位置づけを明確化するとともに、就学の義務化確立し、受け入れ方針・受け入れ体制を明確な受け入れ方針・受け入れ体制を確立し、財政負担にいかに対処するかとい

う問題の検討が必要である。とりわけ、喫緊の課題としては、「外国人児童生徒」「日本語指導が必要な児童生徒」、「外国人につながる児童生徒」などの中の概念定義を明確にした上で、実態を調査し、統計資料を整備することが不可欠と指摘された。

最後に、石川えり（NPO法人・難民支援協会）が、「難民政策の推移—NGOから見た一〇年間」と題して、難民政策の一〇年間の推移について報告を行つた。まず一九九〇年代後半から二〇〇〇年代を中心とした国内の難

法令遵守の水準は依然として低く、外国人の成人と子どもたちに、日本で生きていく上で最低限必要な日本語を学習する機会も保障できていない。そこで、從来、日本の出入国管理政策が模範としてきた「アングロ・サクソン型」制度の欠点を補い、地域・自治体で外国人の権利・義務関係の確保可能とする「大陸歐州型」の統合政策に学び、これらを二本柱として日本独自の外国人政策を構築すべきである。第三に、これら改革を土台とし、送出国と受入国との互恵的な関係を実現すべく、「循環的移民（circular migration）」をアジア地域を中心と構想し、世代を超えた眞の経済連携を実現する必要があると論じた。

ついで、山脇啓造（明治大学、多文化共生論）による報告「多文化共生政策の構築に向けて」の概要是以下のとおりである。日本における統合政策は、一九七〇年代以降、外国人住民施設として、主に地方自治体によって担われてきた。一九九〇年代後半以降、外国人住民施策の体系化が進み、「多文化共生」がキーワードとなつた。一方、国の取り組みは大きく遅れていたが、二〇〇六年三月に策定された総務省の「多文化共生推進プログラム」をきっかけに動き出し、二〇〇六年一二月には、「生活者としての外国人に対する

する総合的対応策」がとりまとめられた。今後の日本の統合政策（多文化共生政策）を考える上で、韓国を取り組みが参考になる。韓国では、二〇〇七年七月に在韓外国人待遇基本法が施行され、多くの自治体も居住外国人支援条例を制定している。法務部には外国人政策を所管する「出入国・外国人政策本部」が設置された。日本政府の課題としては、まず、統合政策の基本理念を示し、国・自治体・市民の責務を定めた「多文化共生社会基本法（仮称）」の制定や、内閣府への統合政策を所管する担当部署（多文化共生局）の設置を擧げることができる。具体的な課題としては、日本語教育の推進体制や学校における受け入れ体制の整備、民族差別禁止法（仮称）の制定、永住外国人の地方参政権の保障などが含まれる。なおこうした取り組みの前提として、旧植民地出身者の法的地位の抜本的改善を図ることが重要である。

さらに、佐藤郡衛（東京学芸大学、異文化間教育学）が、「日本における外国人教育政策の問題と課題——学校教育を中心にして」と題する報告において、まず、一九七〇年代以降の外国人児童生徒教育政策の推移を概観する年表を示した。從来の政策の特徴は、外人教育政策の問題と課題——学校教育を中心にして」と題する報告において、まず、一九七〇年代以降の外国人児童生徒教育政策の推移を概観する年表を示した。從来の政策の問題と課題は、

よび中国帰国児童生徒教育の基本的な施策を踏襲しつつ、国民教育の強固な枠組みを維持する点にあつた。加えて、教育政策の二重構造化（在日韓国・朝鮮籍の子どもの教育と新規来住の子どもの教育）、自治体間の格差の顕在化も認められる。国際法が受け入れの根拠となりつも国内法とは保障内容を異にし、「統合政策」の視点は不十分な萌芽にとどまっている。今後の課題としては、外国人教育政策の明確化・一元化が必要であり、国民形成から市民形成への教育目標の転換を伴う課題としては、外国人学校の法的な位置づけを明確化するとともに、就学の義務化確立し、外国人学校の法的な位置づけを明確化するとともに、就学の義務化確立し、受け入れ方針・受け入れ体制を明確な受け入れ方針・受け入れ体制を確立し、財政負担にいかに対処するかとい

う問題の検討が必要である。とりわけ、喫緊の課題としては、「外国人児童生徒」「日本語指導が必要な児童生徒」、「外国人につながる児童生徒」などの中の概念定義を明確にした上で、実態を調査し、統計資料を整備することが不可欠と指摘された。

最後に、石川えり（NPO法人・難民支援協会）が、「難民政策の推移—NGOから見た一〇年間」と題して、難民政策の一〇年間の推移について報告を行つた。まず一九九〇年代後半から二〇〇〇年代を中心とした国内の難

題である。体系だった移民政策をもつない日本において、個々の研究や実践をつなぎ、総合的な移民政策研究の学会をつくり、移民政策の課題と展望を検討することの意義は大きい。

5 懇親会

研究大会終了後の懇親会には、予想を超える多数の参加を得た。最初に理事等が並び、駒井洋（中京女子大、国際社会学）が乾杯の音頭をとった。立食パーティでの歓談のうちに北村聰子（弁護士）、水上洋一郎（日韓文化協会）、吉富志津代（NPO法人・多言語センターFACIL）、中山暁雄（国際移住機関）から、新しい学会に対する心強い発言を受け、最後に児玉晃一の発声で会を締めくくつた。

学会レポート

研究大会は、川村千鶴子（大東文化大学、多文化共生論）の総合司会で行われた。近藤敦の基調講演では、欧米諸国と比べた日本の移民政策の特徴を述べつつ、移民の概念、入管政策、多文化共生政策と呼びつかる。

文化共生政策をめぐる論点を整理した。移民政策は、入管政策とimmigrant policyの二つの側面がある。欧洲では後者を統合政策と呼び、日本では多文化共生政策と呼びつかる。

上の課題として、移民の類型、労働移民をめぐる日本の特殊要因の喪失、今なお少ない難民の受け入れ、日系人、研修・技能実習生、非正規滞在者、テロ対策、「高度人材」と永住許可などの問題を検討した。また、多文化共生政策の課題として、immigrant policyの類型、多文化主義との違い、統合政策と多文化共生政策の異同、政治・経済・法的統合（共生）の指標、外国籍住民と「外国人」住民の区別、外国人の子どもと外國につながる子どもの区別などについて言及した。入管政策の対象は外国人であったとしても、多文化共生政策の対象は広義の移民である。外国人と外国文化を背景にもつ日